



各 位

平成 2 2 年 4 月 1 6 日

会 社 名 有機合成薬品工業株式会社
代表者名 取締役社長 山田 紘行
(コード番号 4 5 3 1 東証第一部)
問合せ先 取締役 総務部長 鷲崎 英博
(TEL 03 - 3664 - 3980)

内部統制システムの整備に関する基本方針の一部改定のお知らせ

当社は、平成 22 年 4 月 16 日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針を一部改定することを決議しましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1)当社は、企業の存立を継続するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての役員および職員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。
 - (2)リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を中心とするコンプライアンス推進体制のもと、「Y G Kグループ コンプライアンス・マニュアル」の制定、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のための「内部通報制度」の導入、コンプライアンス啓蒙教育の実施等の取組みを通じ、一層公正で透明性の高い企業風土の確立を目指す。
 - (3)社長直轄の組織として設置した監査室による内部監査を通じて、会社の全ての業務が法令、定款および社内規程に則り適性・妥当かつ合理的に実施されているかを調査・検証し、その結果を社長に報告する。
 - (4)当社は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役または社外監査役を確保し、1名以上を独立役員としてその氏名を届け出るとともに開示をおこなう。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定や各取締役の職務の執行に係る情報については、議事録や稟議書等の文書により適正に記録し、法令や文書取扱規程をはじめとする社内規程に則り、適切に保存・管理をおこなう。
- (2) 当社は、電子情報システムが企業活動をおこなう上で基幹的機能を果たすとの認識のもと、経営戦略の観点から電子情報システムを活用した情報の連絡・保存・管理等を推進し、経営の迅速化および効率化等をはかる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、事業活動を遂行する上で想定される様々な損失の危険について、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により損失の危険の極小化をはかる。
- (2) リスク管理基本規程を整備し、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会の下に災害・事故・品質問題等の各リスクについてワーキンググループを設置し、マニュアルの作成・配布および研修・訓練の実施等をおこなう。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は会社の将来ビジョンと目標を明確にするため、中期経営計画および単年度の経営計画を策定している。経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化をはかる。
- (2) 毎月、定例取締役会および経営会議を開催することにより意思決定システムの透明性を高めるとともに、経営効率の向上と意思決定の迅速化をはかる。

5. 会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部統制システムの推進体制を企業集団で共有するとともに、子会社の重要な組織・経理・業務等に関しては、それ等の適正性を確保するため関係会社管理規程に則り、関係会社担当部署を窓口として、適切な経営管理をおこなう。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために、関連規程の整備等社内体制の充実を図る。
- (2) 各部門の担当取締役及び従業員は、内部統制が有効に機能する体制を構築及び運用し、適正な会計処理に基づいた財務報告をおこなう。
- (3) 体制のあり方は、法令や会計基準などの改定等に対応し柔軟に見直すとともに、定期的かつ継続的にその有効性を評価する。

7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の過半数は、社外監査役とし、取締役に対する独立性を保持しつつ、適確な相当性監査がおこなえる体制とする。
- (2) 監査役は、監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するために、会計監査人および監査室と密接な連携を保ち、定期的な情報交換をおこなう。
- (3) 監査役は、取締役会、経営会議その他の重要会議に出席し、取締役等から重要な書類の提示を受け、また、必要な事項については調査・説明を求める。
- (4) 監査役は、必要があるときは取締役に対し、監査役の職務を補助する使用人の派遣を求めることができる。また、当該使用人の任命・異動等の決定には、その独立性を確保するため、事前に監査役の同意を得るものとする。

以 上